

水道施設台帳の整備及びシステム化の実施

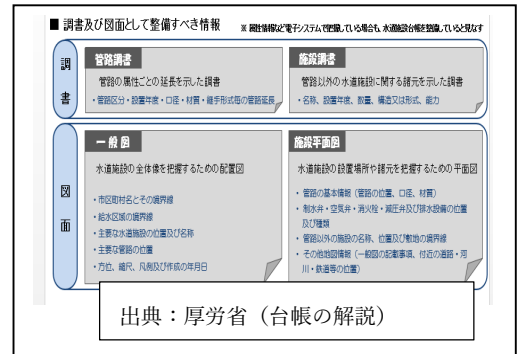
水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）において、「**水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。**この台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、**厚生労働省令**で定める。」ことが規定されました。なお、法律の施行期日は令和元年 10 月 1 日ですが、この**水道施設台帳については、令和 4 年 9 月 30 日までは猶予期間**となっています。

現状として、県内では、「概ね保管している」を含めると**約 81%※**が対応済みです。

掲載：県水道ビジョン p53 ※**上水道事業者のみを対象**

では、なぜ施設台帳が必要（効果はなに）なのか

- ①水道施設の**適切な管理**
- ②**アセットマネジメント**の精度向上
- ③**大規模災害時**等の危機管理体制の強化
- ④**広域連携**や**官民連携**等のための基礎資料として活用



では、必要な情報は何か

- ① 調書及び図面で構成
- ② 調書（管路等）：導水管きょ、送水管、配水管の区分、設置年度、口径、材質及び継手形式
- ③ 調書（水道施設（管路等を除く））：その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力
- ④ 図面：一般図及び施設平面図、その他の図面
→設置年度、継ぎ手形式、土被り、制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁、排水設備の形式及び口径、止水栓の位置、道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長
- ⑤ 記載事項に**変更があったときは、速やかに、これを訂正**しなければならない。

上記の⑤について、紙で保管していると訂正に手間がかかります。複数部署で保管していると訂正の不一致等も起こります。そんな問題を解決するのが、**システム化による一元管理**です。

これらの整備にあたっては、生活基盤施設耐震化等交付金を活用することができます。詳細については、事業体において、交付金要綱をご確認ください。なお、別表第 1 について、国が「文言はそのまま、要件緩和をしている」ものもあります。その都度通知しましたが、不明な場合、食品・衛生課までお問い合わせください。

まず、紙データで法的義務を果たすための取組として、**水道施設台帳整備事業**があり、交付率 1/3、令和 4 年度までの時限措置あり、1 事業体あたり交付額 100 万円を上限、「広域化を検討している協議会等に参加」や「広域化事業を展開することの意思表示」等の要件があります。

次に、システム化を進めるための取組として、**水道施設台帳電子化促進事業**があり、交付率 1/3、「他の水道事業者等と共同で」といった要件等がありますが、交付額の上限はありません。

【根拠文献】水道法、施行規則、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱